

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第17号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（補助金の交付）</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療（以下「自立支援医療」という。）の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及び<u>全ての世帯員</u>が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法による保護又は支援給付を必要とする状態にある者であつて、社会保険各法、<u>介護保険法</u>その他の法令の規定による被保険者等負担金、<u>介護保険料等</u>の軽減措置を適用したならば生活保護法による保護又は支援給付を必要としない状態となるものうち、当該者に該当する<u>ことを証する書類</u>を福祉</p>	<p><u>（助成）</u></p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定による補助金の額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第23項に規定する自立支援医療の対象となることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者（以下「自立支援医療未申請者」という。）を除く。）に係る被保険者等負担金の助成に要する経費の額の2分の1に相当する額</p> <p>ア その属する世帯の世帯主及び<u>すべての世帯員</u>が当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この項、次項及び第7項において同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有していない者を除く。<u>第7項において同じ。</u>）である者（次号において「市町村民税世帯非課税者」という。）</p> <p>イ 境界層該当者（生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第6条第2項の規定による現に支援給付を受けているとしないにもかかわらず支援給付を必要とする状態にある者であ</p>

事務所長より交付されたものをいう。次号において同じ。)

(2)及び(3) 略

って、社会保険各法その他の法令の規定による医療給付に係る自己負担、食事の提供若しくは居住等に要する費用の自己負担、福祉サービスその他のサービスに係る利用者負担又は介護保険の保険料についての軽減措置を適用したならば保護又は支援給付を必要としない状態となるもののうち、当該者に該当する旨の証明書（社会保険各法の規定による場合にあっては、当該者に該当することが記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書（支援給付の場合にあっては、これらに準ずる書類））を福祉事務所長より交付されたものをいう。）

(2)及び(3) 略

3 前項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第1項第1号から第5号までに掲げる給付を受けた場合にあっては同条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）ごとに、同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付を受けた場合にあっては同項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき健康保険法第76条第2項及び第3項又は同法第88条第4項及び第5項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）とし、当該額が次の表の対象者の区分に応じ同表の月額負担上限額の欄に定める額を超える場合にあっては、当該月額負担上限額とする。この場合において、医療を受けた者が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者に該当するときは、当該者の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものの一部負担金の額は、0円とする。

対象者	月額負担上限額	
	入院の場合	入院以外の場合
ア 市町村民税が課されていない者	5,000円	1,000円
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

4 第2項第3号の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴う

ものを除く。) 保険医療機関ごとに1日につき530円

(2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付
保険医療機関ごとに1日につき1,200円

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合
における当該各号に定める給付に係る第2項第3号
の一部負担金の額は、0円とする。

(1) 同一の月に同一の保険医療機関において前項
第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき 5回
目以降の同号に掲げる給付

(2) 所得が低額であることその他の事情をしん酌
して規則で定める者(第7項の規定の適用を受け
る者を除く。) が同一の月に同一の保険医療機関
において前項第2号に掲げる給付を16日以上受け
たとき 16日目以降の同号に掲げる給付

6 社会保険各法の規定により健康保険法施行令(大
正15年勅令第243号)第41条第9項に規定する厚生
労働大臣が定める疾病に係る認定を受けている者
が、同一の月に同一の保険医療機関において受けた
当該疾病に係る第4項第2号の給付に係る一部負担
金の額は、前2項及び次項の規定にかかわらず、1
月につき1万円(同令第42条第9項第2号に該当す
る者にあつては、2万円)を上限とする。

7 別表第4号及び第5号に掲げる者のうち、国民年
金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34
号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例に
よるものとされた同法第1条の規定による改正前の
国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく老齢
福祉年金(その全額につき支給が停止されているも
のを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世
帯の生計を主として維持する者が当該医療を受ける
日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が
4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の
地方税法の規定による市町村民税が課されていない
者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町
村民税を免除された者に該当する場合には、第4項
第2号の一部負担金の額は、同号の規定にかかわら
ず、保険医療機関ごとに1日につき500円とする。

8 第4項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける
者が保険医療機関から受けた給付にあつては、健康
保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定し
た額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗
じて得た額(その額に5円未満の端数があるとき
は、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があ
るときは、これを10円に切り上げた額とする。)

上限とする。

9 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第3項（健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの給付に係る部分に限る。）、第4項第1号、第5項第1号及び前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

(一部負担金)

第4条 前条第2項第2号の一部負担金の額は、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）又は同法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき同法第76条第2項及び第3項又は第88条第4項及び第5項の規定により算定された額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第35条第1号に規定する高額治療継続者にあつては、その者が障害者自立支援法第52条の支給認定を受けた自立支援医療の種類に係るものを除く。）に100分の10を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とする。

2 前項の一部負担金の額は、保険医療機関又は健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業を行う事業所ごとに、それぞれ1月につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を上限とする。

医療を受ける者の区分	一部負担金上限額	
	健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付（以下「入院給付」という。）の場合	健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。以下「外来給付」という。）又は同法第88条第1項の訪問看護療養費の給付の場合
ア 当該医療を受	5,000円	1,000円

ける日の属する 年度（当該医療 を受ける日の属 する月が4月か ら7月までの場 合にあつては、 前年度）分の地 方税法の規定に よる市町村民税 が課されていな い者（当該市町 村民税の賦課期 日において同法 の施行地に住所 を有していない 者を除く。）		
イ ア以外の者	10,000円	2,000円

3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、入院給付にあつては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ハ又は第2号ハ若しくはニの規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が、同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付にあつては、同一の月に同一の保険医療機関において外来給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付を除き1日につき530円とする。

4 前項の一部負担金の額は、保険医療機関ごとに、外来給付にあつては健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額とする。）を、健康保険法施行令第41条第9項に規定する厚生労働大臣が定める疾病に係る社会保険各法の規定による認定を受けている者が受けた入院給付にあつては1月につき1万円（同令第42条第9項第2号に該当する者にあつては、2万円）を上限とする。

5 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されて

いるものを除く。)の受給権を有し、かつ、その属する世帯の生計を主として維持する者で、当該医療を受ける日の属する年度(当該医療を受ける日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたもの(当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有していない者を除く。)に対する第3項の規定の適用については、同項中「1,200円」とあるのは、「500円」とする。

6 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関は、第1項から第4項までの規定(外来給付に係る部分に限る。)の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関とみなす。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第3条関係)

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。次号及び第3号において同じ。)の所得の額(地方税法第32条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額(規則で定める者にあつては、当該合計額から規則で定める額を控除した額)をいう。次号及び第3号において同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に

別表(第3条関係)

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であつて、前年の所得(当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。)の額(規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの

<p>応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>配偶者のない女子</u>（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。）で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているもの及び<u>配偶者のない男子</u>（同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。）で現に児童を扶養しているものうち、<u>前年</u>（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）の所得（他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの（<u>前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。</u>）並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、<u>同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子</u>で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているものうち前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年の所得）について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

(鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（平成22年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p>

2及び3 略

4 平成22年の所得の額（新条例別表第1号に規定する所得の額をいう。以下同じ。）が同表第1号から第3号までに規定する基準額（以下「基準額」という。）を満たす者であって、平成23年の所得の額が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア及び第4条第2項の表中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。次号及び第3号において同じ。））」とあるのは「平成23年」と、同表第2号及び第3号中「前年」とあるのは「平成23年」とする。

2及び3 略

4 平成22年の所得が新条例別表第1号から第3号までに規定する基準額（以下「基準額」という。）を満たす者であって、平成23年の所得が基準額に満たないものに係る平成24年7月1日から同月31日までの間の医療に係る医療費の助成に関する新条例の規定の適用については、新条例第3条第2項第1号ア中「当該医療を受ける日の属する年度（当該医療を受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成24年度」と、新条例別表第1号中「前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年の所得。次号及び第3号において同じ。））」とあるのは「平成23年の所得」と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成23年の所得」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。